

「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」及び「飼料添加物の評価基準の制定について」の一部改正案」についての意見・情報の募集について

令和8年9月9日
農林水産省消費・安全局

この度、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」及び「飼料添加物の評価基準の制定について」の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。）第2条第3項の規定に基づき、農林水産大臣が飼料添加物の指定を行おうとする場合には、農業資材審議会の意見を聴くこととされており、同審議会がこれらの審議を行うに際して、提出すべき試験は「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成4年3月16日付け4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知。以下「評価基準通知」という。）及び「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和63年7月29日付け63畜A第3039号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知。以下「飼料添加物G L P基準通知」という。）にて定められているところです。

評価基準通知で定める試験のうち、安全性及び残留性に関する試験（以下「適用対象試験」という。）の成績については、その信頼性を確保するため、飼料添加物G L P基準通知に基づき、経済協力開発機構（O E C D）が定めるG L P原則に従って作成されたものでなければならないとされており、その適合確認及び調査等については「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」（平成2年1月16日付け元畜A第3441号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知。以下「G L P調査通知」という。）にて定められているところです。

今般、適用対象試験の飼料添加物G L Pへの適合確認及びこれに係る調査等について、当該適合確認がO E C DのG L P原則に係る国際的枠組みに基づくものであることを明確化するとともに、我が国において同様の体制で運用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくG L P（以下「農薬G L P」という。）との整合を図るため、評価基準通知、飼料添加物G L P基準通知及びG L P調査通知の改正を検討し

ているところです。

つきましては、本件について意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

- (2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

- (2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全・薬事室飼料安全基準班飼料
添加物担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年9月9日～令和8年10月8日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

改正案の概要